



厚生労働省福島労働局発表
令和2年10月23日
※交付式終了後解禁

担当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
指導係主任 柳田 久美子
TEL：024-536-4609

「くるみん認定」取得 ～認定通知書交付式を開催します～

いわき信用組合

(いわき市・金融業) 理事長 江尻 次郎

初認定



報道機関で県内初!

福島民友新聞株式会社

(福島市・新聞業) 代表取締役社長 中川 俊哉

初認定



- 1 福島労働局(局長 岩瀬 信也)は、このたび、次世代育成支援対策推進法に基づき、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)**としていわき信用組合(理事長 江尻 次郎)、福島民友新聞株式会社(代表取締役社長 中川 俊哉)を**新たにくるみん認定**しました。
- 2 認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内のくるみん認定企業数は、くるみん認定43社(延べ51社)となりました。
- 4 このほか、より高い水準を満たしたプラチナくるみん認定企業数は3社となります。

○日時：令和2年10月28日(水)11:00～

○場所：福島合同庁舎3階会議室(福島市霞町1-46)

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。(会場に直接お越し下さい。)

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

(添付資料)

- 資料1 認定企業の取組
- 資料2 認定基準一覧
- 資料3 福島県内の認定取得企業(子育てサポート企業)一覧
- 資料4 福島県内の認定企業分布図

子供の出生時に男性職員 6 名が出産休暇を取得。年次有給休暇を一人当たり平均年 10 日取得し目標を達成した。



いわき信用組合 (いわき市)

■代表者：理事長 江尻 次郎 ■事業内容：金融業
 ■労働者数：216人（男性129人、女性87人）

●計画期間

平成30年4月1日～令和2年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性子の看護休暇取得者 2名
 女性育児休業者 3名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 配偶者の分娩時に使用できる出産休暇（5日以内）について、取得促進の徹底に努め、6名が取得した。
- (2) 上期下期において通算8日取得できるリフレッシュ休暇の取得について「リフレッシュ休暇取得予定報告書」を作成し取得促進を図る等の取組により、年次有給休暇を1人当たり平均年10日取得した。

●目標以外の取組内容

- (1) 各部署、各部店が独自に週1日または週2日のノー残業日を実施している。
- (2) ボランティア休暇制度を整備し実施している。

<事業主からのコメント>

この度、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し活動した結果、認定基準を満たし「くるみん認定」をいただきました。

当組合では、全役職員が「家族」という考えのもと、職員が仕事と家庭の両立を図り、中でも、子育て世代の職員が安心して働き続けられるよう、有給休暇制度の充実を始めとして、育児のための短時間勤務の実施、看護休暇の積極的な取得、又、時間外勤務の制限を遵守するなどの体制整備を図っております。

又、当組合では、「子育て」を頑張る地域内のお父さん、お母さんを応援するため「いわしん子育て応援団」を結成し、地域の皆様の「子育て」を金融面から応援しております。

今後におきましても、職員が仕事と家庭の両立ができるワークライフバランスに取り組み、安心して働きたいをもって活躍できる職場環境づくりを推進するとともに、子育てサポート企業として地域の皆様を応援してまいります。

<子の看護休暇を取得した男性社員からのコメント>

私は、子供が2人おり上の子は中学生、下の子は幼稚園の年中さんです。今回、下の子の通院のため看護休暇を取得しました。

下の子は昨年から喘息を患い定期的に病院へ通院しなければならず、共働きである妻も正社員で働いており、少しでも負担を減らしてあげたく休暇取得しました。妻はこれからも通院以外で幼稚園行事等々でも休暇取得しなければならないことを考えると、共に育児を担っていく必要性を強く感じております。

今後も看護休暇取得に当たり、職場の上司や同僚に感謝の気持ちを忘れず、また子を持つ同僚にも広く看護休暇の積極的な活用を伝えていきたいと思っております。

(取材連絡先・担当者： 0246-92-4111 総務部副部長 戸澤 誠)

男性社員 3 名が育児休業を取得。女性社員の育児休業取得率は 100%。育児短時間勤務の利用拡大を図った。



福島民友新聞 株式会社 (福島市)

■代表者：代表取締役社長 中川 俊哉 ■事業内容：新聞業
 ■労働者数：227人（男性184人、女性43人）

●計画期間

平成27年4月1日～令和2年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性育児休業者 3名
 女性育児休業者 7名

●行動計画の目標達成状況

- (1) 育児休業制度利用にあたっての問題点や社員のニーズを把握、対象社員の個別相談を行い問題点の改善に取り組んだ結果、男性社員3名が育児休業を取得。女性社員の育児休業取得率は100%となった。
- (2) 育児短時間勤務制度の対象要件を、3歳年度末から小学校就学前まで延長を行った。また、育児短時間勤務の受け入れができる体制を整えることで、育児短時間勤務実績のある部署が2部署から8部署になった。

●目標以外の取組内容

労使で構成するワーク・ライフ・バランス協議会を設置

- ・「長時間勤務解消 強化月間」を設け社員の意識改革を図り、効率的な仕事の実践を促した。
- ・年次有給休暇取得促進として夏季と冬季に取得促進期間を設定し各5日の取得を目安とした。さらに連続休暇の取得促進策として、「連続休暇届兼報告書」を職場に掲示し社員が取得状況を確認するとともに、各部署の責任者が実施状況を報告するようにした。



<事業主からのコメント>

福島民友新聞社は2020年度から「働く幸せを実感できる企業風土を創出する」という目標を掲げました。認証を励みに従業員の声を聞きながら、仕事と子育ての両立支援ができる環境整備に取り組んでいきます。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

第一子の誕生直後に育児休業を取得しました。はじめての育児でわからないことだらけでしたが、仕事を休んで育児に集中できたため、おむつ交換、ミルク作り、沐浴などをしながら、子どもとの大切な時間が過ごせました。上司や同僚の理解と協力もあって、復職後も育児休業にかかわらず「おたがいさま」で部員相互で休みをとりやすい雰囲気になったと感じています。

(取材連絡先・担当者： 024-523-1196 人事労務部 鈴木 暁)

 <p style="text-align: center;">くるみん 認定基準</p>	 <p style="text-align: center;">プラチナくるみん 認定基準</p>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p><労働者数300人以下の企業の特例></p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</p> <p>② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 計画期間の終了日の属する事業年度（※1）における労働時間について、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① フルタイムの労働者等（※2）の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表 ・ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で動告 ・ 労働保険料未納 ・ 長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし ・ 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 ・ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表 等 	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9.の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、</p> <p>① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上</p> <p>② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記10.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">※1申請日について</p> <p>計画期間の終了日と事業年度の終了日が異なる場合、申請日は翌事業年度以降となりますのでご注意ください。</p> </div> <div style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">※2「フルタイムの労働者等」とは</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除いた全ての労働者をいいます。</p> </div>

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和2年10月28日現在）

企業名	所在地	業種（大分類）	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成27年度
2 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成29年度
3 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	令和元年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和2年10月28日現在）

企業名	所在地	業種（大分類）	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ (平成22年10月、株式会社沖データへ合併)	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	電気・ガス・熱供給・水道業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）

企業名	所在地	業種（大分類）	認定年度
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人太田総合病院	郡山市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人大原総合病院	福島市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
29 株式会社ヨークベニマル	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
30 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成28年度（3回目）
31 社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
32 医療法人平心会	須賀川市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
33 日本精測株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）
34 株式会社二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度（1回目）
35 アルパイン技研株式会社 (平成29年4月、アルパイン株式会社へ合併)	いわき市	サービス業	平成28年度（1回目）
36 株式会社メディカ	郡山市	卸売業、小売業	平成28年度（1回目）
37 株式会社二ノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成29年度（2回目）
38 社会福祉法人心愛会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
39 福島信用金庫	福島市	金融業、保険業	平成30年度（1回目）
40 社会福祉法人笑風会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
41 ダイハツ福島株式会社	郡山市	卸売業、小売業	平成30年度（1回目）
42 一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
43 福島トヨペット株式会社	郡山市	卸売業、小売業	令和元年度（1回目）
44 東芝プレジジョン株式会社	福島市	製造業	令和元年度（1回目）
45 株式会社二ノテック	郡山市	卸売業、小売業	令和元年度（3回目）
46 ニダック精密株式会社	相馬市	製造業	令和元年度（1回目）
47 社会福祉法人育成会	いわき市	医療、福祉	令和2年度（1回目）
48 社会福祉法人多宝会	福島市	医療、福祉	令和2年度（1回目）
49 社会福祉法人郡山福祉会	郡山市	医療、福祉	令和2年度（1回目）
50 いわき信用組合	いわき市	金融業・保険業	令和2年度（1回目）
51 福島民友新聞株式会社	福島市	情報通信業	令和2年度（1回目）

福島県内の認定企業分布図

資料 4



くるみん認定企業 ● 43社



プラチナくるみん認定企業 ● 3社

★ 今回の認定企業

